

訪問介護(移行型)(介護予防訪問介護相当)

【事業者指定】

| | | |
|----|-------------|--|
| 1 | サービス提供の目的 | 訪問介護員による身体介護等、専門的なサービスを行うにあたり、本人の能力を最大限活かせる方法で提供し、機能の維持向上および自立支援をめざす |
| 2 | サービス内容 | 身体介護、生活援助 |
| 3 | 想定される対象者 | 現にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要な者 認知機能の低下等により、日常生活に支障のある症状や行動を伴うなど、専門的なサービスが必要と認められる者 |
| 4 | 利用回数 | 概ね週1～2回(従来同様) |
| 5 | 利用時間 | — |
| 6 | 単価等 | 訪問型サービス費 (Ⅰ) 【事業者対象者・要支援1・2】 週1回程度の訪問型サービスが必要な者 (1か月 1,176単位×10円=11,760円) 訪問型サービス費 (Ⅱ) 【事業者対象者・要支援1・2】 週2回程度の訪問型サービスが必要な者 (1月につき 2,349単位×10=23,490円) 訪問型サービス費 (Ⅲ) 【要支援2】 週2回を超える訪問型サービスが必要な者 (1月につき 3,727単位×10円=37,270円) |
| 7 | 利用者負担 | 1割(一定以上所得の利用者は2割) |
| 8 | 併用できるサービス | 訪問型サービスC、通所型サービス |
| 9 | サービス費用の請求方法 | 毎月、国保連に請求 |
| 10 | 限度額管理 | 限度額管理の対象(国保連で管理) 事業者対象者・要支援1 (5,032単位×10円=50,320円) 要支援2 (10,531単位×10円=105,310円) |
| 11 | サービス提供者 | 訪問介護事業者の訪問介護職員等 |
| 12 | 指定基準 | ○人員 管理者 常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可) 従事者 訪問介護員等、常勤換算2.5以上 資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 (一部 非常勤職員も可) 資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ○設備 事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品 ○運営 個別サービス計画の作成 運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持、健康状態の管理 秘密保持及び事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 |